

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 地域の災害リスク

上野原市商工会（以下、「当会」という。）と上野原市（以下、「当市」という。）が把握しているの災害リスクは次のとおりである。

(1) 風水害：上野原市地域防災計画

近年では、死者や家屋の損壊等の直接的に人命が危険にさらされるような災害は発生していないものの、斜面崩落による道路等の損壊は毎年のように発生している。

特に平成9年9月、平成10年8月、平成23年7月及び9月には、大雨により多くの箇所です砂崩れが発生し、道路及び河川の閉塞等の被害が発生している。

(2) 土砂災害等：上野原市地域防災計画

当市においては、土砂災害に関連する法令により危険区域・危険箇所が指定されている。これらの指定状況は、次のとおりである。

① 土砂災害警戒区域（令和3年2月1日現在）

| 区分 | 急傾斜地の崩壊 | 土石流 | 地すべり | 合計 |
|----------|---------|-------|------|-------|
| 土砂災害警戒区域 | 469箇所 | 166箇所 | 21箇所 | 656箇所 |
| うち特別警戒区域 | 455箇所 | 129箇所 | 0箇所 | 584箇所 |

② 地すべり防止区域（令和2年4月1日現在）

（林野庁所管）5箇所、（国土交通省所管）1箇所

③ 急傾斜地崩壊危険区域（令和2年2月1日現在）

7地区10箇所

④ 山地災害危険地区（平成30年3月1日現在）

| 崩壊土砂流出危険地区 | 山腹崩壊危険地区 | 地すべり危険地区 | 合計 |
|------------|----------|----------|-------|
| 214箇所 | 41箇所 | 8箇所 | 263箇所 |

(3) 地震：上野原市地域防災計画

当市においては、県に大きな被害をもたらすと予想される5つ（南関東直下プレート境界地震、釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川－静岡構造線地震）の想定地震のうち、藤の木愛川断層地震による被害が最も大きく、被害の予想は次の通りである。

最大震度：震度6弱

急傾斜地の危険度：高77

建物被害：全壊2,586棟（29.07%）、半壊2,022棟（22.62%）

焼失棟数：13棟

停電契約口数：4,123口（26.90%）

断水世帯：7,397世帯（88.77%）

人的被害：死者125人、重傷者108人、軽傷者1,202人

住居制約：3,942世帯、12,401人

他には、東海地震（市域予測：震度5強～震度5弱）、南海トラフ巨大地震（市域予測：震度6弱）、首都直下地震（市域予測：震度6弱～震度5強）などが予測されている。

また、神奈川県で発生する可能性のある大規模地震として、神縄・国府津－松田断層帯地震（市南部予測：震度6強）、南関東地震（市南部予測：震度6強）なども予測される。

(4) 雪害：上野原市地域防災計画

平成26年2月14日～15日にかけての降雪では、市内でも消防署で104cm、山間部では120cmの積雪を記録し、市全域に渡り交通網が遮断され公共交通機関は全て停止した。山間部では雪崩や停電が発生し、市を含む県全域で災害救助法が適用された。

(5) 富士山噴火：上野原市地域防災計画

富士山噴火により市域に影響する現象は、次のとおりである。

- ① 富士山が噴火した場合、市の南端の一部で30cm以上、市の中部から南部では10cm以上、北部では2cm以上の降灰が想定されている。

また、その後の降雨により、降灰10cm以上となった土砂災害警戒区域（土石流）及び土石流危険渓流で積もった火山灰が流出し、土石流となる可能性がある。

- ② 溶岩流は、桂川方向に流下する大規模噴火の想定では、57日以内で相模湖まで到達する可能性があるとして想定されている。

(6) 感染症

新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症でかかりやすく、かかったときに重症化するおそれがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されているため、発生時には国家の危機管理として対応することになっており、本市でも、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小にするために対策を行っている。

2 商工業者の状況

商工業者等数：1,158事業所（令和4年1月現在）

小規模事業者数：1,069事業所（令和4年1月現在）

【地区内訳】

（令和4年1月現在）

| 地区名 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|-----|-------|---------|----------------|
| 大目 | 54 | 49 | |
| 甲東 | 65 | 54 | |
| 巖 | 166 | 147 | 上野原・東京西工業団地を含む |
| 大鶴 | 48 | 46 | |
| 島田 | 108 | 97 | |
| 上野原 | 494 | 459 | 商店街、上野原工業団地を含む |
| 桐原 | 88 | 85 | |
| 西原 | 36 | 36 | |
| 秋山 | 99 | 96 | |
| 合計 | 1,158 | 1,069 | |

【業種別内訳】

(令和4年1月現在)

| 業種大分類 | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考 |
|-------------------|-------|---------|------------------------------|
| 農業, 林業 | 6 | 6 | |
| 鉱業, 採石業, 砂利採取業 | 1 | 1 | |
| 建設業 | 272 | 271 | 市内全域に分布 |
| 製造業 | 238 | 205 | 市内全域及び上野原工業団地、上野原・東京西工業団地に分布 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 2 | 0 | |
| 情報通信業 | 8 | 7 | |
| 運輸業, 郵便業 | 19 | 15 | |
| 卸売業, 小売業 | 216 | 191 | 市内全域及び上野原地区の商店街に分布 |
| 金融業, 保険業 | 5 | 1 | 上野原地区の商店街に主に分布 |
| 不動産業, 物品賃貸業 | 60 | 59 | 市内全域に分布 |
| 学術研究, 専門・技術サービス業 | 33 | 33 | |
| 宿泊業, 飲食サービス業 | 110 | 99 | 市内全域に分布 |
| 生活関連サービス業, 娯楽業 | 93 | 89 | 市内全域に分布 |
| 教育, 学習支援業 | 13 | 12 | 市内全域に分布 |
| 医療, 福祉 | 22 | 22 | 市内全域に分布 |
| 複合サービス事業 | 1 | 0 | |
| サービス業(他に分類されないもの) | 59 | 58 | 市内全域に分布 |
| 合計 | 1,158 | 1,069 | |

3 これまでの取組

(1) 当市の取組

① 上野原市地域防災計画の策定（令和4年4月公表）

上野原市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、当市の防災に関する基本的事項を総合的に定めることにより住民等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、上野原市防災会議が策定。

② 上野原市国土強靱化地域計画の策定（令和4年4月公表）

東日本大震災や想定を超える豪雨など、近年の大規模自然災害による経験を通じ、平時から自然災害に備えるための総合的な対策の必要性が認識されるようになったことを受け、国では平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を制定し、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定した（平成30年12月改定）。

当市においても、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の命を守り、地域経済が致命的な被害を受けず、災害に強く安心して暮らすことができる「強さ」と「しなやかさ」を持った社会の構築を目指し、国土強靱化地域計画を策定。

国土強靱化地域計画は、基本法第13条に基づき、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するために策定。

③ 上野原市土砂災害ハザードマップ住民説明会

令和元年台風19号により市内のいたるところで発生した土砂災害を機にハザードマップに対する関心が高まったことから、土砂災害から命を守る避難行動等の参考となるよう土砂災害ハザードマップの見方と避難行動等を説明する説明会を開催。

④ 上野原市地域防災リーダー養成講習の実施

地震災害をはじめ、台風や集中豪雨等による災害教訓として「自助」「共助」による地域防災力の重要性、自主防災組織の必要性が指摘されている。当市においても、地域防災力の強化が急務であり、災害の発生に備え、自立する自主防災組織の活動を推進するため、防災に対する知識・技能を有し、地域における防災啓発活動や防災対策を積極的に推進できる防災リーダーを養成し、地域全体の防災力を強化することを目的に実施。

⑤ 防災備蓄品の整備

上野原市地域防災計画に基づき、家庭、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、備蓄目標を定め食料等の計画的な備蓄を行っている。備蓄品は各避難所の防災倉庫をはじめ市役所防災倉庫や福祉センターふじみに保管している。また今後は、他市町村との相互応援協定や関係機関及び市内小売業者との協力体制を整備して、円滑な食料・物品等の確保を図ることとしている。

⑥ 防災に関する情報提供

当市は、市民に対して防災・減災知識の普及を図るため、防災行政無線、音声告知端末、当市ホームページ、行政防災うえのはらメール、Twitter、Yahoo!防災等を利用し、情報提供を行っている。また、広報誌やチラシ等を活用し、防災関連資料の作成・配布を行っている他、J-ALERTと連携し、積極的な情報提供に努めている。

⑦ 防災訓練の実施

当市では、大規模自然災害による被害を減らし、大切な命を守るため、市内を11地区に分け、年度ごとに主会場を設定し、8月末に総合防災訓練を実施している。防災訓練には自助・共助・公助を含め、災害時に適切な行動ができるよう市、消防、自治会などが参加して実施している。

(2) 当会の取組

① Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）に関する国の施策の周知

平成23年度から24年度にかけて県の事業継続計画普及促進事業を受託しBCP普及員を設置し、BCP策定の必要性や、BCPセミナー、山梨県商工会連合会の専門家派遣を活用したBCP策定個別指導などの施策を周知。

その後も、小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解してもらうため、BCP策定啓蒙チラシや、新たに防災・減災に取り組む管内の小規模事業者への専門家派遣支援チラシを配付し、防災知識の普及啓発と周知。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知。

② 事業者BCP策定セミナー、BCP策定講習会及び個別指導・専門家派遣

前述の事業継続計画普及促進事業設置BCP普及員の活動に伴い、経営指導員および山梨県商工会連合会派遣の専門家によるBCP策定のためのセミナーや個別指導を実施。

ここ数年、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施していないが、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーなど管内の小規模事業者への周知。

③ 損害保険への加入促進

ア 全国商工会連合会の提供する「ビジネス総合保険」「情報漏えい保険」「業務災害保険」「休業補償制度（天災危険補償特約）」を各損害保険会社と業務提携し加入促進
イ 山梨県火災共済協同組合と連携し災害共済への加入促進

④ 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、拡声器、乾電池、簡易テント、ブルーシート、給水用ポリタンク、軍手、マスク、タオル、工具（スコップ・バール・のこぎり等）、ポリバケツ、ライター、薬箱、トイレトペーパー、ゴミ袋、飲料水等を備蓄している。

II 課題

- 1 災害時には、当市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。加えて、当会においても平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- 2 小規模事業者にとって適切な損害保険・共済を推進するため、損害保険会社と更なる機動的な連携体制を構築する必要がある。
- 3 小規模事業者は、日々の経営に追われ、災害時の事業継続に備える事業者BCPの策定や災害に備えた対策をとるまで手が回っていない状況であると思われる。
- 4 経営指導機関である当会の経営改善普及事業の一環として、小規模事業経営支援事業費補助金補助対象職員は、企業防衛と事業継続の観点から、BCP策定支援、災害対応準備、リスクヘッジのための保険・共済加入の推進を更に意識する必要がある。

III 目標

上野原市地域防災計画に基づき、発生が想定される大規模自然災害等に備え、中小企業等の事前の備えや事業の早期復旧等の対策について当市と当会が一つになって取組むこととし、特に、管内の小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を推進する。

また、大規模自然災害の対応と併せ、経済に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る経験を活かし、感染症対策と感染拡大防止措置が速やかに行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

1 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

3 リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害や感染症等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるように、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

4 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

2022年（令和4年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

当会では、多発する自然災害や事故・病気、感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 巡回や窓口での経営指導の際に、ハザード情報等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ② 会報、市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③ 小規模事業者に対してBCP策定の重要性を説明し、全国連と東京海上日動火災(株)が共同で作成した中小企業・小規模事業者のためのBCP作成シートやBCPヒアリングシート等を活用し、実効性のある取組の推進や効果的な訓練、リスクファイナンス等について指導及び助言を行う。
- ④ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、小規模事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策について小規模事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦ 小規模事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和5年3月までに作成する。

(3) 関係団体等との連携

- ① 専門性が必要とされるBCP策定やリスクファイナンスについて、適切な情報やノウハウを有する保険会社等と連携し小規模事業者を支援する。
- ② 連携する東京海上日動火災(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の提供する事業所所在地のハザード情報を小規模事業者に提供し自然災害等の危険度を周知する。
- ③ 連携する各保険会社に専門家派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや、リスクに対応するための損害保険、生命保険等の紹介を行う。
- ④ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険、損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も行う。
- ⑤ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

(4) フォローアップ

- ① BCPは策定してそのままになってしまうケースも多いため、小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。また、必要があれば計画の変更についても支援する。
- ② (仮称)上野原市事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会、当市(産業振興課及び危機管理室))を開催し、状況確認や改善点について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ① 自然災害が発生したと想定し、当会で把握可能な会員等小規模事業者の被害状況などで、当市の対策にとって必要な情報の報告について、当市(産業振興課、危機管理室)との連絡ルートの確認等を行う。
- ② 訓練は必要に応じて実施する。

2 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命を最優先し、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 発災後2時間以内に当会職員の安否報告を行う(当会職員について、Social Networking Service(SNS))を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を、当会で把握し、当会職員の業務従事の可否について、当市(産業振興課)に報告する)。
- ② 感染症対策として、職員に感染者または濃厚接触者が発生した際は、全職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき政府による「緊急事態宣言」がでた場合は、当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会は、小規模事業者への経営支援の観点から被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ② 職員自身による情報収集において、地域の防災無線、ラジオ、テレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断する。例えば、豪雨・豪雪の場合、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨・降雪状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ③ 応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

【被害規模の目安と応急対策の内容(判断基準)】

| 被害規模 | 被害の状況 | 想定する応急対策の内容 |
|-----------|---|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%以上の事業所で、「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており確認ができない。 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%以上の事業所で、「瓦や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内0.1%以上の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の被害が発生している。 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 | 情報収集に努める |

※ なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【情報共有の頻度】

① 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回共有する |
| 2週間～3週間 | 1日に1回共有する |
| 4週間～2ヶ月 | 3日に1回共有する |
| 2ヶ月以降 | 1週間に1回共有する |

必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

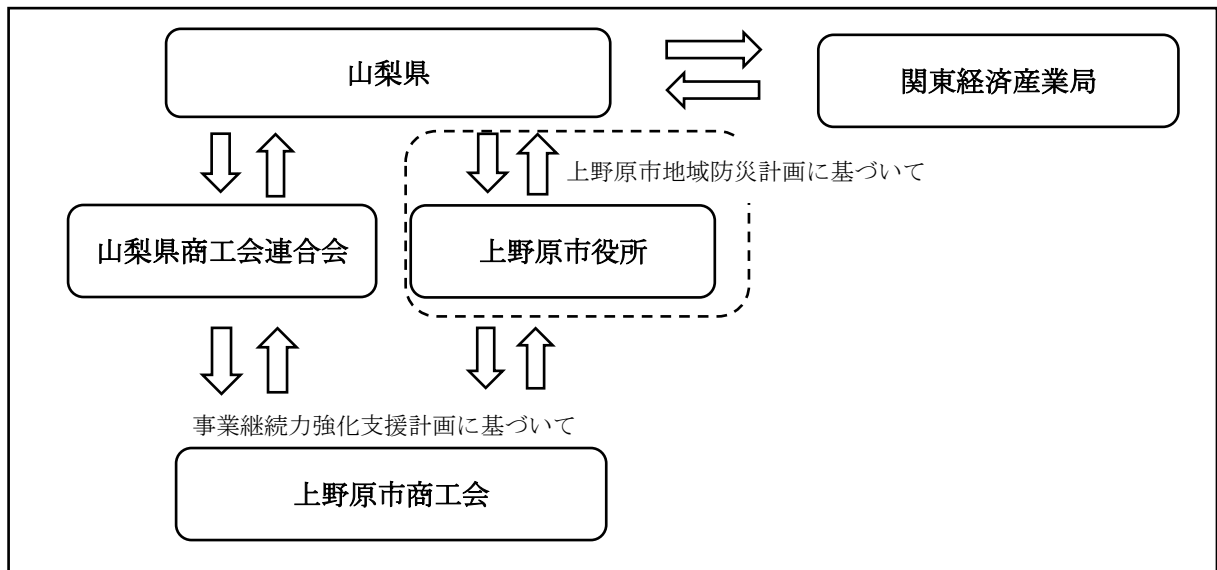
- (1) 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- (2) 小規模事業者の被害状況の把握及び報告については、全国商工会連合会が開発した「商工会災害システム」を活用する。当会職員等が確認した被災状況を携帯端末から入力することで、山梨県商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有を行う。

【商工会災害システム把握及び入力情報】

| 項目 | 内容 |
|----------|--|
| 企業名・事業所名 | 被害を受けた企業・事業所の名称 |
| 地区名 | 被害を受けた企業・事業所の地区 |
| 人的被害状況 | ・経営者・家族・従業員（軽傷、重傷、行方不明、死亡） |
| 物的被害状況 | ・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品・機械・器具備品・車両 |
| 被害額 | (円) |
| 写真 | 被害を受けた状況 |
| 備考 | 企業の業種、必要な物資、要望事項等 |

- (3) 自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- (4) 当会は、把握可能な会員等小規模事業者の自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、商工会災害システムに則した方法をあらかじめ確認しておく。
- (5) 当会が把握した情報を山梨県の指定する方法にて山梨県へ報告する。
- (6) 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会が把握した情報を山梨県の指定する方法にて山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- (1) 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合には、特別相談窓口を設置する）。
- (2) 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- (3) 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- (4) 応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- (5) 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

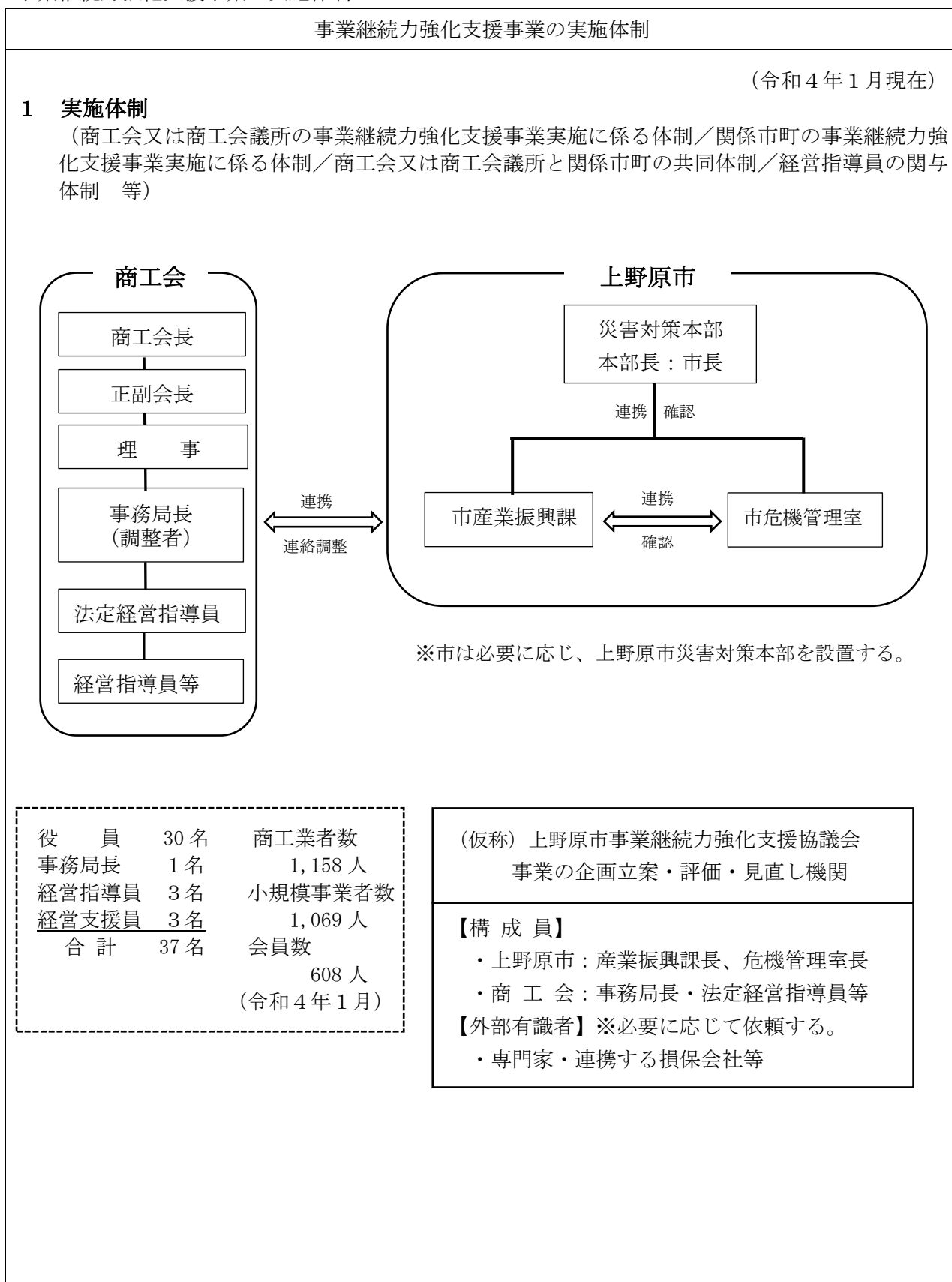
- (1) 山梨県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- (2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- (1) 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 梶原崇照（連絡先は後述 3(1)参照)
- (2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）
 - ① 本支援計画の推進に当たり、当市・当会が常に現状と課題等を共有しながら、適宜適切な改善を行う。
 - ② 法定経営指導員、及び経営指導員は、山梨県商工会連合会等が開催する研修会に参加し支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
 - ③ 必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、職員研修会を開催し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。
 - ④ 必要に応じて、(仮称)上野原市事業継続力強化支援協議会を開催し状況確認や改善点等を協議する。

3 商工会、関係市町連絡先

- (1) 商工会
上野原市商工会
〒409-0112 山梨県上野原市上野原1658
TEL：0554-63-0638／FAX：0554-63-5300
E-mail：ueno0638@shokokai-yamanashi.or.jp
- (2) 関係市町村
上野原市役所
〒409-0192 山梨県上野原市上野原3832
TEL：0554-62-3111(代表)／FAX：0554-62-5333
E-mail：city-uenohara@cousmail-entry.cous.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額 | 500 | 500 | 450 | 450 | 450 |
| ・事業推進費 | 350 | 350 | 350 | 350 | 350 |
| ・防災、感染対策等環境整備費 | 150 | 150 | 100 | 100 | 100 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------|
| 会費収入、市補助金、県補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | |
|--|---|
| 1 | 山梨県商工会連合会 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階 |
| 2 | 山梨県火災共済協同組合 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37 |
| 3 | 東京海上日動火災保険株式会社 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング |
| 4 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階 |
| 連携して実施する事業の内容 | |
| 1 | 業務上の巡回相談時や窓口相談時に山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。 |
| 2 | 山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。 |
| 3 | その他BCP・事業継続力強化計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。 |
| 連携して事業を実施する者の役割 | |
| 専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え事前に必要と考えられる保険等の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。 具体例として、自然災害・感染症リスクに係る (1) 当会会員小規模事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 (2) 当会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 (3) 災害・労務リスク対策セミナー・個別相談会の共同開催及び講師派遣 (4) 災害・労務リスク対策ツールの提供等 また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。 | |

連携体制図等

